

所定疾患施設療養費の公表

介護老人保健施設の入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、
所定の疾患を発症した場合における施設での医療について
厚生労働省の規定に基づき、下記の通り算定状況を公表いたします。

令和6年(2024年度)所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患(Ⅱ)

		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全 の増悪	計
4月	人数		1				1
	日数		4				4
5月	人数		1				1
	日数		7				7
6月	人数		3		2		5
	日数		15		11		26
7月	人数		3		1		4
	日数		11		4		15
8月	人数						0
	日数						0
9月	人数		7				7
	日数		36				36
10月	人数		1		1		2
	日数		2		5		7
11月	人数		5	1			6
	日数		23	7			30
12月	人数		5		2		7
	日数		19		8		27
1月	人数		6		1		7
	日数		23		7		30
2月	人数		7	1	1		9
	日数		24	5	4		33
3月	人数		6				6
	日数		38				38

【所定疾患施設療養費、算定要件】

- 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する
入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。

〈所定疾患施設療養費(Ⅰ)〉

- 診断、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診察録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年後以降において、当該施設の前年度における
当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

〈所定疾患施設療養費(Ⅱ)〉

- 診断及び診察に至った根拠、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を
診察録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年後以降において、当該施設の前年度における
当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を
受講していること。